



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

739	生活保護法による指定医療機関の変更	(社会福祉課)..... 1
740	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)..... 1
741	保安林の指定の解除予定	(森林整備課)..... 2
742	〃	(〃)..... 2
743	〃	(〃)..... 2
744	〃	(〃)..... 2
745	〃	(〃)..... 2
746	保安林の指定の解除	(〃)..... 3
747	保安林の指定施業要件変更予定	(〃)..... 3
748	〃	(〃)..... 3
749	令和8年度砂利採取業務主任者試験の実施	(河川課)..... 4

○ 公告

	農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請	(農林水産振興課)..... 4
--	-----------------------	------------------

告 示

和歌山県告示第739号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年8月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	開設者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	変更事項（指定事業所の所在地）		変 更 年月日
				旧	新	
西訪新8-27	株式会社みらい	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2407-4	訪問看護ステーションピースフル	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2407-4	田辺市稲成町79-7	令和8.8.1

和歌山県告示第740号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和8年8月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日

3010200 040	ケアステーショ ンエール	海南市且来584 番地	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社チー ム柳生	和歌山市内原47 9番地3	令和 8. 8. 1
----------------	-----------------	----------------	----------------	------	---------------	------------------	---------------

和歌山県告示第741号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和8年8月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字小原1035の4
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第742号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和8年8月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園久木字寺尾315の4、316の4、字吉井345の17
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第743号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和8年8月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字大滝原1045の4、1046の5、1047の4
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第744号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和8年8月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字森之向イ816の1
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第745号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和8年8月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字森之向イ814の3、816の3、817の3、824の3、824の5、825の3、字サガシ谷843の4、852の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第746号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和8年8月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 解除に係る保安林の所在場所 田辺市中万呂字天王代5の3、5の6
- 2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第747号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年8月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 伊都郡高野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第748号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年8月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第749号

令和8年度砂利採取業務主任者試験を砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、次のとおり実施する。

令和8年8月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 試験の日時 令和8年11月13日（金）午前10時から正午まで
- 試験実施場所 和歌山県田辺市高雄一丁目23番地1号
田辺市民総合センター2階 交流ホール
- 受験願書等の提出期間
 - 和歌山県県土整備部河川下水道局河川課への持参の場合
令和8年10月1日（木）から同月15日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間
 - 郵送の場合
令和8年10月1日（木）から同月15日（木）までの間のいずれかの日の消印があるものを受け付ける。
- その他詳細については、和歌山県県土整備部河川下水道局河川課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/index.html>）から閲覧することができる。

公 告

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和8年8月28日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
和歌山県有田郡湯浅町大字山田字稻荷763番	田	707㎡
和歌山県有田郡湯浅町大字山田字稻荷771番	田	112㎡
和歌山県有田郡湯浅町大字山田字神田1061番1	田	255㎡

- 2 申請に係る農地の利用の現況等

- (1) 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に該当

- (2) 申請に係る農地の所有者（当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者があ
る場合には、その者。以下「所有者等」という。）

不確知

ただし、申請に係る農地の不動産登記記録上の所有権の登記名義人

氏名 （亡）岡野安吉

住所 和歌山県有田郡湯浅町大字山田829番地

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

当該農地は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画の区域内にあり、同計画において借受希望者が明確であるため、公益財団法人和歌山県農業公社農地中間管理事業規程4-1に規定する基準に適合する。

5 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する 補 償 金 の 額
令和9年1月15日	10か年	20,000円

6 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年9月11日

(2) 提出先

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産振興課農地利用班

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項